

第50回鎌ヶ谷市都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 平成25年10月22日(火) 9:30~11:30
- 2 場 所 鎌ヶ谷市役所6階第1・2委員会室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、村山和彦副会長、松澤武人委員、針貝和幸委員、谷間保彦委員、小泉巖委員、川原千加子委員、口石幸久委員、鈴木幹男委員、赤澤智津子委員、高橋寛委員、木村俊治委員
- 4 欠席委員 海老根一浩委員
- 5 執行部 北村眞一副市長
 都市建設部：高地健司部長、相川克己参事、小高仁志次長
 都市計画課：金子文夫課長
 都市計画課都市政策室：佐瀬功室長
 都市計画課開発指導室：弓削孝司室長
 公園緑地課：阿部信一課長 農業委員会事務局：湊明彦事務局長
 都市計画課都市政策室：星野繁和主査、長谷川実主査、菊池大樹主事
- 6 傍聴者 2名
- 7 議 案 第1号議案：生産緑地地区の変更について
 第2号議案：鎌ヶ谷市景観形成基本計画(案)について
- 8 議 事

| | |
|-----|--|
| 司会 | <p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、鎌ヶ谷市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開催にあたりまして、副市長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 副市長 | <p>おはようございます。副市長の北村でございます。</p> <p>本来でしたら、市長の清水からご挨拶申し上げるところですが、公務のため、本日は午前中不在ですので、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>このたびは第50回鎌ヶ谷市都市計画審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、かねてから、市政に関しまして、多大なご助力を賜り、併せてお礼申し上げます。</p> <p>本日の審議案件は、生産緑地地区の変更と鎌ヶ谷市景観形成基本計画(案)でございますが、景観に関して申し上げますと、市役所の屋上では、富士山と東京スカイツリーの両方を見ることができます。なお、11月8日には、太陽と富士山が重なる、いわゆるダイヤモンド富士が観</p> |

測できることから、市役所屋上を開放しますので、ぜひ皆様もお越しになっていただけたらと思います。

せっかくの機会ですので、鎌ケ谷市の近況を2、3お話しいたします。

まず1点目は、皆様も大変な思いをされたかと存じますが、台風の関係でございます。台風26号の被害は鎌ケ谷市においても大変大きなものがございまして、床上浸水が101件、床下浸水が135件となりました。これは私の知る限り、鎌ケ谷市では最も大きな被害であったと記憶しております。

時間雨量も、鎌ケ谷市では最大43mm、総雨量が244mmであり、特に馬込沢地区を中心に大きな被害が出ました。今週末には、台風27号が接近するというので、早急に対応するべく、動いているところでございます。

2点目は、10月12日に開催いたしました鎌ケ谷市民まつりでございますが、7万7千人の方々にご来場いただきました。

特に鎌ケ谷市に縁の深い相馬野馬追を招聘した際には、参加者の皆様は大変喜んでおられました。鎌ケ谷市にもお祭りはいくつもありますが、これだけたくさんの方がお見えになったのは初めてのことでございます。

こういった活気のあるお祭りが、今後、鎌ケ谷市に定着していけばと考えております。

市民まつりの開催にあたりまして、鎌ケ谷警察署、東葛飾土木事務所、鎌ケ谷市商工会、鎌ケ谷市自治会連合協議会には大変なご協力をいただきました。この場を借りて、厚くお礼を申し上げます。

3点目ですが、現在建て直し中の初富駅近くのイトーヨーカドーが、いよいよ店舗部分について、11月22日にオープンいたします。

そのような中、イトーヨーカドーの3階から5階部分をお借りし、きらり鎌ケ谷市民会館を設置いたします。当会館には、中央公民館の機能と、540席のホールを設置し、来年4月にオープンとなりますが、オープニングセレモニーとして4月、5月の間は市民の皆様と団体との協働で様々な催し物をさせていただきたいと考えております。

特に、4月の最初の土曜日は、鎌ケ谷市民の歌である「きらり鎌ケ谷」を歌っていただいた歌手のダ・カーポを招聘し、「きらり鎌ケ谷」などを歌っていただく予定であり、他にも様々な催しを考えておりまして、現在検討をしているところでございます。

以上、3点お話しさせていただきました。

現在鎌ケ谷市では、地域の活性化ということで、若年層の流入を目標にまちづくりを進めておりまして、子育て支援、子ども医療費が無料となる年齢の引き上げなどを、来年度から実施する予定ですが、それと併

| | |
|-----------|---|
| <p>司会</p> | <p>せて、これからは文化・スポーツの面からも政策を進めていけたらと考えております。最後になりますが、これからは鎌ヶ谷市のまちづくりにご協力を賜ることをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、審議に入ります前に平成25年度に入りまして、新任されました委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様及び執行部をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定されております「市議会議員」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>松澤武人様 針貝和幸様 谷間保彦様 小泉巖様 川原千加子様</p> <p>次に同条同項第2号に規定されております「学識経験を有する者」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>東京成徳大学教授 秋山秀一様</p> <p>次に鎌ヶ谷市商工会副会長 口石幸久様</p> <p>次に鎌ヶ谷市農業委員会会長 鈴木幹男様</p> <p>次に県内で都市計画関係の会社を経営されております。 村山和彦様</p> <p>次に千葉工業大学准教授 赤澤智津子様</p> <p>続きまして、同条同項第3号に規定されております「関係行政機関若しくは千葉県職員の職員又は住民を代表する者」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長 高橋寛様</p> <p>次に東葛飾土木事務所長 木村俊治様</p> <p>なお、鎌ヶ谷警察署長 海老根一浩様におかれましては、本日、所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、本日説明等をさせていただきます執行部の紹介をさせていただきます。</p> <p>都市建設部長の高地でございます。</p> |
|-----------|---|

| | |
|------|---|
| | <p>都市建設部参事・建築住宅課長の相川でございます。</p> <p>都市計画課長の金子でございます。</p> <p>都市計画課開発指導室長の弓削でございます。</p> <p>都市計画課都市政策室長の佐瀬でございます。</p> <p>公園緑地課長の阿部でございます。</p> <p>農業委員会事務局長の湊でございます。</p> <p>最後に本日司会を務めさせていただきますわたくし、都市建設部次長・道路河川管理課長の小高でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 司会 | <p>これより次第の2番、会長の選出に入ります。</p> <p>事務局より説明申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>現在、当審議会の会長が委嘱換えのため、空席となっております。</p> <p>このため、新しく会長が選出されるまでの間、在任期間中であり、村山副会長に議長をお願いします。</p> <p>なお、審議会条例第6条の規定により学識経験を有する者の委員の中から委員の選出により、会長を選出していただきたいと存じます。</p> <p>村山副会長は、議長席への移動をお願いします。</p> |
| 副会長 | <p>会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、会長の選挙につきまして、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第6条の規定により学識経験を有する者の中から選出をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、会長に立候補される方はいらっしゃいませんか。あるいは、どなたかご推薦をお願い致します。</p> |
| 鈴木委員 | <p>会長については経験豊富な秋山委員ではいかがでしょうか。</p> |
| 副会長 | <p>鈴木委員より、会長は、秋山委員との発言がありましたが、秋山委員へお願いするということによろしいでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 副会長 | <p>それでは、皆様のご了解が得られましたことから、会長は秋山委員にお願いすることといたします。皆様のご協力に感謝いたします。</p> |
| 司会 | <p>ありがとうございました。それでは、席の移動などがございますので、</p> |

| | |
|-----|--|
| | そのまましばらくの間お待ちください。 |
| 司会 | それでは、秋山会長、一言ご挨拶をお願いします。 |
| 会長 | <p>この度、皆様方のご推薦によりまして会長の大役を仰せつかることになりました。</p> <p>今後の当審議会の運営に関しましては、各委員のご協力を賜り、鎌ヶ谷市都市計画審議会の円滑な運営に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 司会 | <p>それでは、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条の規定により、会議の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>なお、北村副市長は、ここで所用のため、退席させていただきます。</p> |
| 会長 | <p>それでは、本日の都市計画審議会の出席委員について報告いたします。ただいまの出席委員は、13名中12名であります。</p> <p>鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第2項に定める過半数の定足数に達しております。</p> <p>それでは、第50回鎌ヶ谷市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>まず、最初に議事録署名委員の選任について、委員の皆様にお諮りいたします。当審議会の議事録につきまして、審議会終了後、事務局にて作成することになりますが、議事録の署名委員につきましては、鈴木幹男委員にお願いをいたしたいと存じますがいかがでしょうか。</p> |
| 全員 | 異議なし |
| 会長 | ご異議がございませんので、会議録署名委員を鈴木幹男委員にお願いすることといたします。 |
| 会長 | 本日傍聴希望者は、いますか。 |
| 事務局 | 本日の審議会について、傍聴を希望されている方が2名お見えになっております。 |
| 会長 | <p>本日、審議会の傍聴希望者がいらっしゃいますので、その取扱いについてお諮りします。</p> <p>最初に、今回の審議会の開催に際し、本日の審議会について、傍聴を希望する方、2名がお見えになっておるとのことですが、本日の審議会</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>内容の中に鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているかの有無を確認いたします。また、傍聴者への配付資料については、事務局はどうお考えですか。</p> <p>今回の審議会に諮問した第1号議案「生産緑地地区の変更について」及び第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）について」でございますが、鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報に該当する事項は、含まれておりません。</p> <p>また、本日の配付資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきたく考えております。</p> |
| 会長 | <p>ただいま事務局より鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は、含まれていないとのことでございます。</p> <p>また、傍聴者への配付資料については、会議終了時に回収するということですね。</p> <p>では、お諮りいたします。傍聴希望者2名について、傍聴を認めることとし、また配付資料については、会議終了時に回収することとしてよろしいでしょうか。</p> |
| 全員 | 異議なし |
| 会長 | <p>ご異議なしと認め、傍聴を認めることとし、配付資料については、会議終了時に回収することとします。</p> <p>では、傍聴される方が席に着くまでの間、しばらくお待ちください。</p> |
| 会長 | <p>傍聴される方に申し上げます。審議会を円滑に運営するために、係の者から渡された遵守事項を守るようお願いいたします。</p> <p>また、本日の配付資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきます。</p> |
| 司会 | <p>今回、市長より諮問された案件は2件でございます。</p> <p>初めに、配付資料のご確認をお願いします。</p> <p>お手元の次第に資料の配付一覧を掲載してございます。</p> <p>1点目は、第1号議案「生産緑地地区の変更について」ということで、こちらのA4判縦の資料となります。</p> <p>2点目は、第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）について」ということで、こちらA4判縦のものとなります。</p> <p>3点目は、同じく第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）」とい</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>うことで、資料1となります。</p> <p>4点目として、同じく第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）」、こちらは、3点目の資料1の概要版として、本日説明時に主に使用させていただきます。</p> <p>5点目として、同じく第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）」を策定するにあたって、市民・企業意識調査結果をまとめた概要版となります。こちらは資料2となります。</p> <p>最後に6点目として、第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）」のパブリックコメントに対する結果をまとめたものとなりまして、こちらは資料3でございます。</p> <p>以上が、配付資料のご説明となりますが、お手元に資料がない場合は、ご用意させていただきますが、いかがでしょうか。</p> |
| 司会 | <p>付議案件の審議に入ります前に説明用のプロジェクター設置のため、今しばらくお待ちください。</p> |
| 会長 | <p>それでは、付議案件の審議に入ります。</p> <p>本日の付議案件としては2件です。第1号議案「生産緑地地区の変更について」、第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）について」を議題といたします。執行部から説明を求めます。</p> |
| 事務局 (都市建設部長) | <p>はい。</p> <p>本日諮問させていただきました案件につきまして、私から概要をご説明申し上げます。</p> <p>まず、第1号議案「生産緑地地区の変更について」でございます。</p> <p>鎌ケ谷市では、平成4年11月24日付けで生産緑地地区を指定し、都市計画決定を行いました。</p> <p>その後、解除及び追加指定など計14回にわたる都市計画変更を行っております。今回で15回目の変更となる訳でございますが、その内容につきましては、7地区に係るものであり、一部廃止により合計1.66haの面積を減ずるものでございます。</p> <p>次に第2号議案「鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）について」でございます。</p> <p>鎌ケ谷市では、市総合基本計画 後期基本計画において、魅力あふれるまちづくりを進めていくための政策として、昨年5月に景観行政団体へ移行し、景観法に基づく計画の策定を開始しました。</p> <p>今回、庁内関係課による検討会議と、有識者等による策定委員会を経て、パブリックコメントの結果を反映させた、計画（案）がまとまりま</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (都市計画課長)</p> | <p>したので、景観法の規定に基づき、当審議会へご意見を求めるものでございます。</p> <p>以上、詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、第1号議案の生産緑地地区の変更につきまして、お手元の資料及び正面のスクリーンにてご説明をさせていただきます。</p> <p>この生産緑地地区の目的ですが、市街化区域内において緑地機能や多目的保留地機能として優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、営農が可能なものについて、都市計画決定を行っているところです。</p> <p>生産緑地地区に指定されますと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地以外の使用はできないこと ・目的外への土地の形質変更ができないこと <p>といった行為制限が課せられる代わりに、税制上の優遇措置、例えば固定資産税の農地課税や相続税の優遇措置等が受けられることとなっております。</p> <p>また、この生産緑地地区の指定解除につきましては、生産緑地法第10条の規定により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定から30年が経過した場合 ・農業の主たる従事者が死亡した場合 ・農業に従事することを不可能にさせる身体的故障が生じた場合 <p>などには、市に対して買取申出を行い、同法第11条等の規定により、市は公共団体等への買取希望の照会や他の農業従事者への斡旋等を行っております。</p> <p>しかしながら、申出から3箇月以内に所有権の移転がなかった場合には、先ほどご説明しました行為制限が解除されることになり、都市計画において、変更の手続きを行うものでございます。</p> <p>それでは、スクリーンと資料で説明をさせていただきます。</p> <p>議案の次のページをお開きください。</p> <p>変更の内訳総括表になります。</p> <p>鎌ヶ谷市の生産緑地地区は、平成4年の当初指定以来、解除や追加指定などを14回行っており、現時点では、変更前ですが、表の右の欄にあるように、160地区、面積約72.08haです。</p> <p>今回7地区の変更を行い、面積約1.66haを減じ、変更後は159地区、面積約70.42haとなります。</p> <p>参考ですが、平成4年当初の指定では、175地区、約82.76ha</p> |
|-------------------------|---|

a の指定を行っております。

次のページをお開き下さい。変更地区の一覧でございます。

今回の変更は、地区番号 77-2 道野辺中央四丁目 B-2 生産緑地地区のほか 6 箇所の変更でございますが、変更内容は、廃止が 2 箇所、一部廃止が 4 箇所でございます。一部廃止により、分割された地区が 1 箇所ありますが、全体の地区数は 1 箇所減となっております。

次をお開きください。

A 3 縦の図面が変更箇所の総括図でございます。

黒線の四角で囲われました 5 箇所が今回の変更案件の位置を示しております。

それでは、個別の地区ごとにご説明をさせていただきます。

生産緑地地区番号 77-2 道野辺中央四丁目 B-2 生産緑地地区でございます。

位置は、正面のスクリーンにお示ししておりますとおり、中部小学校の東側でございます。変更内容は、当該地区を廃止するものでございます。

廃止箇所の詳細図です。

着色で示した部分が廃止となる部分です。

次のページをお開きください。

廃止箇所の公図です。

次のページをお開きください。

廃止箇所の航空写真です。

なお、今回、該当箇所に関し、詳細図・公図・航空写真を添付しておりますので、参考までにご覧いただきたいと思います。

続きまして、生産緑地番号 102 東初富三丁目 A 生産緑地地区です。

位置は、正面のスクリーンにお示ししておりますとおりで、南初富保育園の東南側です。

変更内容でございますが、当該地区のうち 0.6 ha を廃止し、0.8 ha に変更するものです。

次のページから 3 枚は、一部廃止箇所の詳細図・公図・航空写真です。

次のページが詳細図になります。

次のページが公図になります。

次のページが航空写真になります。

続きまして、生産緑地番号 121-1 東道野辺二丁目 G-1、121-3 東道野辺二丁目 G-3 及び 122 東道野辺二丁目 H 生産緑地地区でございます。

位置は、正面のスクリーンにお示ししておりますとおりで、鈴木牧場の西側でございます。

次のページをお開きください。

変更内容でございますが、こちらの詳細図で説明いたしますと、地区番号121-1は0.18haを一部廃止するもので、この廃止に伴いまして生産緑地地区が分割され、地区番号121-1が1.42ha、地区番号121-3が0.37haとなるものです。

次のページが公図になります。

次のページが航空写真になります。

次のページをお開きください。

続きまして、地区番号122は、地区番号121-1の道路を挟んで右側でございます。

変更内容でございますが、当該地区のうち0.11haを廃止し、1.39haに変更するものでございます。

次のページが公図になります。

次のページが航空写真になります。

続きまして、生産緑地番号156 鎌ヶ谷七丁目A生産緑地地区でございます。

位置は、正面のスクリーンにお示ししておりますとおり、鎌ヶ谷保育園の北側でございます。

変更内容は、当該地区のうち0.2haを廃止し、0.49haに変更するものでございます。

次のページが詳細図になります。

次のページが公図になります。

次のページが航空写真になります。

続きまして、生産緑地地区番号171 南鎌ヶ谷三丁目B生産緑地地区でございます。

位置は、正面のスクリーンにお示ししておりますとおり、ミナトスイミングスクールの隣でございます。変更内容は、当該地区を廃止するものです。

次のページが詳細図になります。

次のページが公図になります。

次のページが航空写真になります。

変更の内容について、ご説明をさせていただきましたが、最後のページが今回の生産緑地地区の変更一覧表でございます。

買取申出の理由は、すべての事案が主たる農業従事者の死亡により買取申出書が提出されたもので、市を含め千葉県などの公共団体等へ買取照会や他の農業従事者への斡旋を行いました。が、所有権の移転が行われなかったことから、結果として生産緑地地区の行為制限の解除に至り、都市計画の地域地区を廃止するものです。

| | |
|------------------------|--|
| | <p>以上が変更の内容と解除理由でございます。</p> <p>今回の生産緑地地区の変更の案は、千葉県との原案協議を経て、本年の9月17日から2週間、案の縦覧を行い、縦覧者は1名で意見書の提出はございませんでした。</p> <p>今後の予定でございますが、本日のご審議を経て、千葉県と本協議を行い、鎌ヶ谷市としまして、都市計画の変更を行う予定でございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>それでは、ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見のある方は、挙手願います。</p> |
| 小泉委員 | <p>生産緑地地区はなるべく残していくものだと思うが、今回の変更にあたって、農業委員会はどのような調査をし、都市計画の変更を行うことにしたのか経過を説明願います。</p> |
| 事務局 (農業委員会 事務局長) | <p>買取申出があった場合、農地台帳、現地調査を踏まえまして、農業委員会の定例総会に諮り、主たる農業従事者であることを確認し、総会の決議をもって市に答申いたします。</p> |
| 小泉委員 | <p>現地調査は、今回変更のあった7箇所全てで行っていますか。</p> |
| 事務局 (農業委員会 事務局長) | <p>全て現地調査をしております。</p> |
| 小泉委員 | <p>わかりました。</p> |
| 会長 | <p>他に何かご質問等ございますか。</p> |
| 村山委員 | <p>今回の変更箇所に都市計画道路がかかっている場所があるとすれば、先買いの検討はしているのでしょうか。</p> |
| 事務局 (都市政策室長) | <p>買取申出があった生産緑地地区については、鎌ヶ谷市及び千葉県の関係部署に照会をし、買取の有無を確認しております。今回の変更箇所は、照会をしたところ、買取希望はなかったもので、制限の解除に至った経緯がございます。</p> |
| 村山委員 | <p>わかりました。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>会長</p> | <p>それでは、まとめたいと思います。 第1号議案「生産緑地地区の変更について」お諮りいたします。 原案のとおり了承することについてご異議ございませんか。</p> |
| <p>全員</p> | <p>異議なし</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、第1号議案「生産緑地地区の変更について」は、ご異議なしと認め、原案どおり了承することに決しました。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは次に、第2号議案「鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）について」を議題といたします。 執行部から説明を求めます。</p> |
| <p>事務局 (都市計画課長)</p> | <p>はい。 では、第2号議案、鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）につきまして、お配りさせていただきました資料と併せてご説明させていただきます。 第2号議案と書かれた次のページにA4、5ページの資料で「鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）について」という資料をご覧ください。 まず始めに、計画の策定に向けての背景ですが、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が国において閣議決定され、平成16年に景観法が制定されました。 法におきましては、地域における良好な景観の形成は、居住環境の向上等、住民の生活に密接に関係する課題であること、また、地域の特色に応じたきめ細かい規制誘導方策が有効であることとして、市町村が「景観計画」を策定し、景観行政に関し、中心的な担い手となるよう定めております。 一方、鎌ヶ谷市においては、平成23年度から始まった「総合基本計画 後期基本計画」において、魅力あふれるまちづくりを進めて行くための施策として、昨年5月に景観行政団体へ移行し、景観法に基づく計画の策定を開始しました。 次に都市計画審議会の役割ですが、景観法第9条第2項により、景観計画の策定、変更の際には、審議会の意見を聴くこととされています。 これは、景観まちづくりの推進にあたっては、都市計画制度と一体的な運用が求められることから、役割分担を明確にし、連携を図っていくことを目的としております。 具体的には、都市計画法上の開発行為を届出対象としたこと、また、一定規模以上の建築物等の届出制度については、土地利用に着目し、市民・事業者に対する基準の分かりやすさを考慮し、都市計画法に基づく</p> |

「用途地域」に沿って行うものとしております。

これまでの経緯としましては、平成23年度より策定作業を開始し、市内の景観資源や建築物等の調査を行うとともに、市民・企業へ意識調査を行ったところ、約350通の回答を得ることができました。

結果については、資料2のとおりでございますが、市民や事業者の景観への関心度が高く、特に自然系の景観に関心が高い傾向で、景観へのルール作りが必要との問いには、市民の86%、企業の76%が必要と回答しており、関心が高い傾向となっております。

また、昨年度からは、庁内関係課による検討会議や千葉大学名誉教授であります北原先生を委員長とする策定委員会を計4回開催し、「鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）」を作成し、市長へ報告をさせていただきました。

今年6月には、計画（案）のパブリックコメントを実施したところ、資料3のとおり結果となっております。

パブリックコメントの内容につきましては、市の北側に位置する市内最大の樹林地である「栗野地区公園」と、市の南側に位置しており、千葉県河川事業として取り組まれている「大柏川第二調節池」について、自然の地形を活かした施設であり、景観資源として重要であるとのご意見が提出されました。当初計画（案）では、これらはいずれも整備中ということもあり、反映してございませんでしたが、パブリックコメントを受け、整備中との文言を加えた上で計画に反映させております。

他のご意見としては、「計画が実現に向かうための取組」に対するご意見、「景観資源の活用方策について、市民との連携による取組」など、今後、計画を運用していく中での取組に対する内容であったため、計画を推進していく中で検討していくことを考えております。

このように、パブリックコメントの結果を反映させた計画（案）が今回資料1として策定委員会でまとまったことから、景観法の規定に基づき、当審議会へご意見を求めるものでございます。

次に、景観法に基づく景観計画の概要をご説明します。

本日は、資料1として計画（案）をお手元に配付してございますが、計画（案）につきましては、100ページ程度の本編と基礎資料編の2部構成となっておりますことから、本日は、こちらのA3版横の「概要版」に沿ってご説明をさせていただきます。

では、概要版の2ページをお開きください。

1の目的と位置付けでございます。

すでに、鎌ヶ谷市では、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、環境基本計画等が策定されております。

これらの計画は、いずれも良好な環境をつくるための基本的な計画で

あります。

また、新鎌ヶ谷地区では、建物の築造時に取り入れてもらう統一したデザインや色彩の調和、植栽などの外構について、新鎌ヶ谷地区の景観デザイン方針を地域の方々と「新鎌ヶ谷地区タウンガイド」として、平成17年6月に策定しております。

当該地区では、景観形成基本計画等と整合を図ることとしております。

2の鎌ヶ谷市の景観特性といたしまして、自然系、歴史・文化系、生活系、産業系の4分類に分け、地域の景観の特性を記載しております。

4ページをお開きください。

計画の区域は、市全体での景観づくりを一体的に進めていくため、市全域を対象としています。

5ページをお開きください。

5の景観形成の基本目標でございます。

鎌ヶ谷市の自然、歴史、生活、産業に関わる様々な景観は、多くの先人たちが生活する上での積み重ねにより形成されており、これらを守り、活かしながら後世に引き継いでいくため、景観づくりに取り組むものがございます。

その目標とする景観像を「下総台地にはぐくまれた、緑豊かな住みたくなるまち、鎌ヶ谷」とし、4つの基本目標をたてております。

1つ目が「地形を活かし生命をはぐくむ景観づくり」

2つ目が「まちの記憶を継承する景観づくり」

3つ目が「ゆとりとやすらぎを感じる景観づくり」

4つ目が「にぎわいある地域を創出する景観づくり」

といたしました。

6ページをお開きください。

6の景観形成の方針として、目標景観像や基本目標を市全域に設定しておりますが、景観形成の方針や行為の制限の設定にあたりましては、それぞれの土地利用に着目し、以下の3つのゾーンに区分し、行うことといたしました。

中心市街地にあたるピンクに着色した地区でございます、新鎌ヶ谷・初富・東武鎌ヶ谷の各駅を中心とした商業施設などの多い区域を「市街地・にぎわい共有ゾーン」としております。

この「市街地・にぎわい共有ゾーン」を取り巻くように、一般住宅が立ち並び人々が生活空間を形成する区域を「暮らし・やすらぎ共感ゾーン」としております。

また、それらを取り巻く市街化調整区域が主となります自然豊かで、梨園等の農業が営まれる区域を「みどり・うるおい共生ゾーン」としており、それぞれのゾーン区分地域ごとに基本となる方針を策定いたしま

した。

7ページをお開きください。

7の良好な景観の形成のための行為の制限でございます。

届出対象の行為でございますが、景観法に基づいて一定の規模以上の建築物等に対し、届出が定められるものでございます。7ページ左側の(1)届出対象行為でございますが、景観法に基づくものと市景観条例により設定するものと2とおりがございます。

こちらの景観法に基づくものにつきましては、詳細な部分を今後、市景観条例の中で定めていくこととなっております。

「市景観条例により設定」とございますが、木竹の伐採や屋外における土石、廃棄物、再生資源等、不法投棄されやすい物につきましては景観法の中で、地方自治体の任意により決すべきものとなっております。

市民アンケートの中では、良好な景観を形成するために改善すべきことの第4位にこれらの問題が上げられたことから、条例として設定することを考えております。

9ページをお開きください。

(2)景観形成基準でございますが、6ページでご説明いたしました。それぞれ「市街地・暮らし・みどり」の各ゾーンの特性により、適用が異なるように設定をしております。

9ページ、10ページに各届出行為の景観形成基準を明示しております。

11ページをお開きください。

(3)景観重点地区では、景観上重要な地区としてさらに踏み込み、他のゾーン以上に細かな点にも制限を設定しようとする地区でございます。

この景観重点地区には、先ほど、2ページの景観計画策定の目的と位置付けでご説明を申し上げた新鎌ヶ谷地区を設定する予定でございます。

新鎌ヶ谷地区は、地域の皆様方と新鎌ヶ谷地区タウンガイドを作成し、景観形成の地域ルールが設定され運用されていることから、景観重点地区として考えております。

最後に、当審議会で計画(案)に対するご意見を伺った後のスケジュールにつきましては、当審議会の意見を景観計画に反映させ、市の政策的な決定を行う庁議に諮り、今年12月の市議会で計画の報告を行う予定でございます。

その後、今年度を目途に景観法の規定により、「鎌ヶ谷市景観計画」の告示を行う予定です。

計画の運用にあたりましては、景観法の規定で市町村の条例に委任さ

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>れているものがございますので、今後、条例化の検討を行い、条例の制定を行っていく予定です。</p> <p>以上が第2号議案のご説明でございます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見のある方は、挙手願います。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>12月議会で報告するというご説明ですが、この計画について、都市計画審議会を何回開催することを考えていますか。</p> |
| <p>事務局 (都市計画課長)</p> | <p>都市計画審議会へは皆様のご意見を賜るということを考えておりました、賜った内容のものを今後庁議等へ諮っていくこととし、審議会については、1回の開催として考えております。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>この計画は素晴らしいものだと考えていますが、1回だけの会議で意見を聴くというよりは、回数を重ねて審議することが必要でないかと考えます。今日示されてすぐに了承というわけにはいかないと思いますが、そのあたりはどう考えていますか。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>この鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）については、学識者等による策定委員会を設置しまして、計4回の検討をまいりました。検討の結果としまして、この景観形成基本計画の素案を作成し、本年6月議会の市政報告会の中で報告させていただいた経緯がございます。その後、この計画（案）のパブリックコメントを実施し、ご意見を求めて、反映させた計画（案）について、さらに今回都市計画審議会でご意見を求め、最終的にはこの計画の告示を行うことを考えておりますが、その告示を行う前に、市議会へ報告をさせていただくという順序を辿るべきだと考えております。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>策定委員会でできた内容のものを審議会へ報告し、それに対し意見を求めるという話ですが、説明もない中で意見と言われてもなかなか難しいと考えておまして、そのあたりはどうお考えですか。</p> |
| <p>事務局 (都市建設部長)</p> | <p>今回の計画については、本年6月の議案説明会の中でご説明しておりました、そこで皆様へ計画書を配付していることから、これまでの期間にご意見を伺うという時間はあったのかなということで考えております。</p> |
| | <p>しかしながら、本日この説明で足らなかったということでしたら、改</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>めて説明を行う機会を設けることになろうかと考えています。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>議員の方には報告はしてあるということですが、議員ではない委員にはどういった報告を行っていますか。</p> |
| <p>事務局 (都市計画課長)</p> | <p>今回の説明資料につきましては、概ね2週間前程度に委員の皆様へお届けさせていただきました。その中で資料のご説明が必要であれば行うということでお配りしている状況であります。このため資料については、見ていただく時間はあったのかなと考えております。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>だいたい分かりました。私は新鎌ヶ谷のまち開きの際には、当時商工会の代表として、新鎌ヶ谷の景観に関する会議に出席をするなどして事業に参加してきました。</p> <p>今回のこの計画（案）について、賛成しない人がいた際、例えば真っ赤な外壁の家を作りたいという人が現れた際の対応、またこの計画の罰則規定の有無についてお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市建設部長)</p> | <p>この景観計画は市民の皆様に対し、基本的に誘導を行っていくという考えでございまして、先ほど都市計画課長が説明した中で、届出に対して罰則というものもございましたが、景観の誘導については、市民の皆様に対して、例えば壁の色や街の色合いや生垣などを皆様で作って行こうと、地区の中で育てていくというものを市全体で捉えていくということで考えていただければと思います。</p> |
| <p>谷間委員</p> | <p>以前、東京にお住まいの、ファッション系若しくは画家の方で、派手な家に住みたいという新聞報道がありました。そういう方に対する指導はどのように考えていますか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>先ほどから谷間委員に貴重なご意見をいただいておりますが、その方は漫画家の榎岡かずおさんかと思えます。この景観という話がまだ市民の皆様には知れ渡っていない状況の中、千葉県より景観法を広く知ってもらうためにということで、2年前に景観の講演の依頼を受けたことがあります。新たに景観を生み出すことは難しいですが、鎌ヶ谷市の場合で言えば、今ある緑の景観を上手に活用しようという姿勢が見えます。例えば、スイスなど、家を造るときに枠組みだけを造り、そこを通る人々が形などに対して色々な意見を言ってもよいという非常に強い縛りで景観に配慮するところもありますが、鎌ヶ谷市においては、今までに特色がない中で、最近では、とある不動産会社が調査する千葉県内の住みた</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>谷間委員</p> | <p>い場所の上位にランクしております。景観という視点においてルールを守らない人も当然出てくる中で、罰則という話以前に、こういった計画に対し市民の皆様が趣旨を理解し、従うことで、取組がスムーズに行われることが最良であると思います。</p> <p>この計画は素晴らしいものだと考えていますが、計画策定にあたり不安なところもあったため、こういった話を聞きたかったものです。これについての意見はありません。ただ、計画を運用していく中で、複雑な事例も出てくるかとは思いますが。そういった場合の対策などを附則等に入れていただければなお良くなるのではないかと考えていますので、是非ご検討いただければと考えています。</p> |
| <p>小泉委員</p> | <p>この計画の条例が今後かぶさった場合に、一方で賑やかなまちづくりという方針も打ち出しているわけですが、そういった相反する点についてどうお考えですか。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>景観も広い意味がございますが、景観を整備することで、計画（案）に記載されていますとおり、戸建で整備された住宅地、その周辺を囲う市街化調整区域が配置されておりまして、歩いていけるところで緑が感じられるという趣旨から、住んでみたい鎌ヶ谷というフレーズを目標に入れ込みました。皆様に来ていただいて、景観を楽しみながら賑わいを作ってもらおうということで考えております。</p> |
| <p>小泉委員</p> | <p>鎌ヶ谷市には賑やかなまちづくりを推し進めるという趣旨の条例もありますが、景観計画ができた際は、行政として食い違いが生じないのでしょうか。</p> |
| <p>事務局 (都市建設部長)</p> | <p>地区によって街のイメージも変わってまいります。ご意見のとおり、賑わいのあるまちということで、中心市街地となる新鎌ヶ谷、初富、東武鎌ヶ谷など縦のライン、つまり先ほどご説明しましたピンク色に着色している地区ですが、こちらはマンションが建てられやすいようなイメージの地区になってございます。そういった部分では賑わいがありますが、1つラインを超えた地区では戸建の生活系のゾーンとなっております。ライン1つではなかなか決められない部分もございますが、この計画ではゾーンという形でお示しして、もう少し細かな規定については、都市計画法で色々とお示しして、建物の高さだとかを決定しております。ただし、建物の色合いなどは住民の皆様と一緒に決めさせていただくという考え方でございます。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>小泉委員</p> | <p>この景観計画はもう10年程前くらいからあったと記憶していますが、先ほどの課長のご発言が気になってお聞きしたいのですが、大柏川周辺の話や都市計画道路との関係について、また公園予定地など色々と整備計画がございますが、今回の計画との関連性についてお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市建設部長)</p> | <p>大柏川第2調節池は、基本的に千葉県でお示ししているのは、多自然型を基調とした水に親しみやすいものを整備していただけるということでございます。細かな部分については、中沢地区の地域の皆様と、どういった形にしていきたいのか、公園的な要素有無などの考え方をお伺いして整備していきたいと考えております。また道路については、例えば都市計画道路クラスになりますと、沿道に大きなお店などの建物も建てやすくなりますし、また、道路を歩いて気持ちよいイメージになるような景観的な道路づくりになるよう、地域の皆様と話し合っていきたいと考えています。</p> <p>こうしたことで、今回の計画は、細かな整備の部分まではお示しすることができませんので、景観とはどういうものかをお示した内容で策定したものでございます。</p> |
| <p>小泉委員</p> | <p>新鎌ヶ谷地区は、これまで景観の取組について建物の色合いなどの指導や誘導を行ってきたわけですが、それはいつ頃から始まったことなのか教えてください。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>新鎌ヶ谷地区のまちづくりについては、まち開きを行った平成15年度頃に地区計画を定めまして、内容としては、敷地の最低面積及び建物用途、また、大きな道路に面した建物につきましては、1mの壁面後退、建物の形態意匠といったものを規定しています。建物の形態意匠、つまり壁面の色ですが、地区計画の中では原色を除くといった規制内容になってございますが、これについては、新鎌ヶ谷地区タウンガイドの中で、新鎌ヶ谷地区に相応しい色を決めさせていただいて、地権者や建物を建てられる人へお願いというかたちでまちづくりを行っている状況です。</p> |
| <p>事務局 (都市計画課長)</p> | <p>補足でございますが、地区計画につきましては、平成13年9月に策定してございます。もう1つ、新鎌ヶ谷地区タウンガイドにつきましては、平成17年6月に策定しております。今回の景観計画につきましては、これらのものと整合を図っているところであります。</p> |
| <p>小泉委員</p> | <p>では、指導ではなくお願いというかたちでございますか。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 事務局 (都市政策室長) | <p>建物の色合いについては、お願いという形になります。今回の計画(案)の中で決めさせていただいた新鎌ヶ谷地区についても、同じような計画としております。</p> |
| 会長 | <p>新鎌ヶ谷地区については、鎌ヶ谷市都市計画審議会ですべてに色々と審議され、また委員の皆様も関わってきました。先ほど副市長のお話にもありましたが、市民まつりに7.7万人の来場があったことは1日の来場者数として素晴らしいものだと思います。こうした、限られたスペースに多くの方々が集って開催されたイベントを市民の皆様が見て、住んでよかった、注目される良いまちだと感じられる想いに繋がっていくことが非常に大事だと思います。私も改めて鎌ヶ谷市の良さを感じたところでありました。</p> <p>先ほど谷間委員もご心配されておりましたが、2週間前に事務局より説明を受け資料をいただき、じっくりと読まさせていただきました。他の委員の方々もきっとそう感じていると思いますが、私はこの計画が良くできていると思います。こうした計画を市民のみなさんに浸透していきけるようにしなければならないし、そのあたりが重要になってくると思います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> |
| 村山委員 | <p>私から、確認が1つと意見が2つあります。まずは確認ですが、先ほど大柏川第2調節池と栗野地区公園について言及されましたが、市民の方からその点について意見が提出されておりました。これらを計画に包含したということでしょうか。</p> |
| 事務局 (都市計画課長) | <p>そのとおりでございます。</p> |
| 村山委員 | <p>わかりました。それから意見ですが、この計画を見ると、キーワードの中に湧水という言葉があります。私、三陸の復興のお手伝いをしていることから申し上げますと、3か月～半年という期間に上水が切れた際、ほとんどの住民が湧水に頼っています。三陸の山ですから湧水はあるのですが、このまちで湧水に頼るとなると、きちんと保全をして市民が湧水に親しめることが防災上大事なことでと考えています。これについて、湧水の有無、見える見えないといった部分は計画に反映されておりますが、単に景観上といったことだけでなく、防災上の観点などから湧水を守っていくという話については、鎌ヶ谷市が一番標高が高い場所に市役所とイオンがあり、湧水の源が市街化されている状況であることから、</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>水を地下に浸み込ませてあげることが大切なことだと考えています。</p> <p>この先、条例を策定されるということですが、機械的に言えば標高何メートル以上の舗装は透水させる、若しくは雨水を下水に流すのではなく川へ流し透水させるような機能を盛り込むことが必要ということが意見の1つです。</p> <p>もう1つの意見は、北千葉道路に対し言及がないということです。皆様ご存じのとおり北千葉道路は広域の道路であることから、災害時には成田から東京へ通過することになります。しかしながら、地域の人達にとっては、単なる通過する広域道路は迷惑施設となりかねません。街路は地域の道路であります、そういったものが考えもなく出来てしまうと景観にとって非常に障害となる可能性があります。北千葉道路を造ろうという方向に来ているのであれば、景観の委員会として言及をしていく必要があるのではないかと考えます。</p> <p>市民に親しまれるような、例えば広域道路を掘割にし、蓋をして街路や公園を乗せるといった方策などを都市計画審議会で議論していかなければならないと考えます。</p> <p>そのためには、市民や景観委員会からの援護射撃がないと、都市計画審議会としては理論武装が難しいので、都市計画審議会以外の他の委員会からも市民に親しまれるような設計や環境に優しい設計などを意見として言及してもらいたいということが意見の2つ目でございます。</p> <p>これについては、意見ですので議事録等で残していただくということで、事務局からの回答は結構です。</p> |
| 赤澤委員 | <p>参考までにお聞きします。目標景観像は緑豊かな住みたくなるまちという部分ですが、住みたくなるという部分がとても重要だと認識してまして、どういったまちが住みたくなるのかという部分についてどのように意見を集約して策定したのでしょうか。</p> |
| 事務局 (都市計画課長) | <p>冒頭の挨拶でもありましたが、鎌ヶ谷市におきましては子育て支援等、医療費の小学校以下無料化など、現在の生産年齢の方々と高齢者の方々にも引き続き住んでいただきたい、子どもから大人になるまで引き続き住んでいただきたいというイメージでございます。</p> <p>全体として住みたくなるまち鎌ヶ谷というイメージでPRしていきます。</p> |
| 会長 | <p>なかなかそういった部分は難しく、しかし重要なことだと思います。プライベートな部分でお話させていただきますと、鎌ヶ谷市へ来て37、38年が経ちますが、ご存じのように「シティかまがや」というタウン</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>誌がありまして、何度か頼まれて書いています。東京から移り住んで鎌ケ谷市の良さやこの先も住み続けていきたいといったことを書き、実際に40年近く住んでいるわけです。市民や市議会議員の方々もそれぞれの目線で市を盛り上げているわけですが、先ほど湧水というお話がありましたけれども、一時里山文化が話題となることもありました。その中で、鎌ケ谷市では市民が蛍の里を大切にしていこうといったお話や、栗野の森を守ろうといったお話もございます。他にもいろいろとありますが、そういったものを市民の皆様がボランティアで市内の貴重な資源を守っている状況などが大切な部分なのではないかと思えます。</p> |
| <p>川原委員</p> | <p>2点ほど鎌ケ谷市景観形成基本計画（案）についてお聞きします。まず背景のところで鎌ケ谷市が景観行政団体へ平成24年5月1日に移行したとのことですが、景観行政団体とはどのようなものか詳しくお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>景観行政団体とは、景観法の中で、景観計画を策定できる団体となります。つまり、景観行政団体にならないと景観計画の策定ができないので、今回鎌ケ谷市が景観行政団体へ移行し計画の策定を開始したということであります。</p> |
| <p>川原委員</p> | <p>わかりました。ありがとうございます。概要版を拝見しましたが、写真も入っており分かりやすくまとめられておりました。この中の2ページで左側の上のところに、関連計画との整合性ということで、都市計画マスタープランや緑の基本計画等がありますが、こうした他の計画との関連についてお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>景観計画の位置付けということで、都市計画マスタープランの中では、都市景観形成の整備方針として、市街地の特性に配慮したまち並み景観づくりや公共空間の景観づくり、地形に配慮した景観づくりの3つが示されております。</p> <p>緑の基本計画では、景観構成系統の配置方針として、ふるさとの景観や歴史のあるみどりの保全や連続性のあるみどりの保全、美しい都市景観の保全と創出が述べられております。</p> <p>環境基本計画の中では、緑や水辺を守り・育む、農業を守り・育む、緑豊かなまち並みをつくる、美観・衛生を保つといったものが述べられ、これを網羅したかたちで景観計画を策定しております。</p> |
| <p>川原委員</p> | <p>わかりました。ありがとうございます。最後に私から要望というかた</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>ちの意見になります。鎌ヶ谷市は緑が多いと市民からのご意見がありますが、樹木などを植えるにあたっては、地域毎に植えるものを選ぶのは大変難しいことです。こうしたものを植えるときには色々と検討していくことを要望いたします。</p> |
| <p>針貝委員</p> | <p>1点お伺いします。先日、議会で空き家条例を制定しましたが、この空き家条例もまち並みという観点で策定した条例です。この景観の中で空き家がどのような形で関わってくるのか教えていただきたいと思いません。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>景観計画での空き家の対応につきましては、現状として市内で空き家の数が100件程度の数かと思われませんが、景観計画の中では空き家の部分についての考え方は特に述べられておりません。</p> |
| <p>針貝委員</p> | <p>当計画では、関連計画として鎌ヶ谷市の様々な計画や条例が色々と位置付けられています。その中にも空き家条例などを位置付ける考えはないということでしょうか。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>他の部署で空き家の考え方について検討しておりますので、景観の中では取組を行っておりません。</p> |
| <p>針貝委員</p> | <p>確かそれは安全対策課が行っております。議会で策定した当時に景観としての観点も重点として取り入れていましたので、取り入れていただければ良いかなというのが私の意見です。</p> |
| <p>松澤委員</p> | <p>まずは少し感想を述べさせていただきます。この景観計画については、とても素晴らしい計画だと考えていますし、確実にこの計画を実行していただきたいと考えています。市民の関心が高い景観としては、自然や農地景観であるといった結果でございましたが、本日の1号議案にありました生産緑地が何件か解除され、減ってしまうことがとても残念に思います。</p> <p>市街地にある農地、生産緑地が減ることによって、宅地が増え、宅地が増えると集中豪雨のときに流れる先がなくなってしまう。本来は農地に溜めておくことができるものですから、非常に残念で、今回関連があった議案だったのかなと考えています。</p> <p>景観については、将来、未来の鎌ヶ谷市を考えていくには重要な案件だと思いますので何点か質問をさせていただきます。</p> <p>この景観形成基本計画については、策定委員会が4回開催されていま</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>すが、この策定委員会で出た意見はどういったかたちで計画に反映されているのかお聞かせください。</p> <p>4回開催された策定委員会の中で、鎌ヶ谷市の現況についての調査結果をまとめ、景観の素材についてご提示しました。その中で第1回として検討のスケジュール、景観の特性と課題、景観形成の方向性について委員へご説明させていただきました。2回目として、景観形成の基本目標と方針、行為の制限について委員へご説明し、ご意見を頂いております。3回目として、景観重要建造物、樹木、屋外広告物、景観重要公共施設について市の配置の考え方と、鎌ヶ谷市の全体計画の中での部分についてご説明をしております。</p> <p>そして4回目の委員会の前にパブリックコメントの実施内容をご説明し、4回目の委員会においてパブリックコメントの実施結果説明と、今後の予定として、今回提示した計画(案)を都市計画審議会等へ諮ることをご説明しております。</p> |
| <p>松澤委員</p> | <p>この計画(案)は策定委員会の意見を集約させたものと理解させていただきます。こうして委員の皆様も時間を割いて策定にご協力いただいたわけですが、先ほどの3回目の委員会のときに屋外広告物についてお話がありました。まち並みに関しては、屋外広告物が重要なものになるのかなと思っておりますが、例えば市の方で除却対象になるような広告物があったのかどうかお聞かせ願います。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>市の方で除却を実施したものについては、最近ではあまり見かけませんが、電柱等にくくりつけられた木製の看板等を市の方で除却し、告示をして引き取り手のない場合は廃棄することとしております。また、屋外広告物といった観点よりも道路管理者の権限として、選挙前には違法看板等の不法占用物の撤去をいたします。</p> |
| <p>松澤委員</p> | <p>私も選挙に立候補した一人として大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。そういった違法な広告物を市の方で除却しているということですが、内部の体制としてはどのようなものになっているのかお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>除却の体制につきましては、現在のところ都市計画課都市政策室で屋外広告物申請の許可事務を行っているところですが、他の事務もございますので、なかなか現地へ赴いて違反指導や撤去というところまではいかない状況でございます。ただ、掲出された違反のポスターについては、</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>松澤委員</p> | <p>掲出者へ撤去をしていただくことをお話し、理解を求めています。</p> <p>違法であるのかどうかといった判断についてもなかなか苦勞されているのではないかと思います。景観計画の色彩についても市街地のゾーン、緑のゾーンということでその範囲が違うわけですが、色について凄く敏感な方もいらっしゃいますので、指導のほうについても強化していただきたいと思います。当計画については、先ほども申し上げましたが、色々な方が携わって策定したわけですが、計画については実行ばかりではなく、必ず検証していかなければならないものだと思いますので、この景観計画のローリングという点ではどうお考えなのかお聞かせください。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>今後の予定として先ほどご説明したとおり、計画の策定後、条例等の検討を行います。条例化され運用する際には、計画の内容について改めて検証し、必要に応じて充実させていければと考えております。</p> |
| <p>事務局 (都市政策室長)</p> | <p>補足でございますが、運用していく中で、例えば建築関係のデザイナーなどにご参加いただくような第三者の審議会を設け、そこで中身の検証等をしていただくことを考えております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>色々ご意見が出ましたが、そろそろまとめたいと思います。谷間委員、松澤委員、村山委員から質問があり、その他委員の皆様からご意見がありましたが、先ほど事務局より説明がありましたとおり、景観法によると計画（案）について審議会で意見を聴くとあります。様々な意見がありましたが、例えば谷間委員については、この計画をきちんと市民の皆様を知ってもらい、運用方法についてもきちんと定め実行してほしいという意見、小泉委員については、賑わいということで、景観を破壊することではなくバランスを保ちながら進めてほしいという意見、村山委員からは湧水というキーワードを大切にしてほしいという意見、また北千葉道路の建設のときは景観に配慮してほしいという内容でした。また針貝委員からは空き家との関連で現時点では場所によっては問題となっているため、景観としての観点から考慮してほしいとの意見、松澤委員からは色彩との関連など、とても建設的なご意見をいただきました。このようなご意見を審議会のご意見としていくことでよろしいでしょうか。</p> |
| <p>全員</p> | <p>異議なし</p> |

| | |
|-----------|--|
| <p>会長</p> | <p>それでは、第2号議案鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）については、これらの意見を審議会の意見とします。今後鎌ヶ谷市が景観形成を進めていく中で、魅力的なまちを形成し、発展させていくことも期待できることから、景観形成は、まちづくりの側面から見て重要な取組になると言えます。この計画（案）をもとに、景観行政を推し進めていただきたいと強く思います。それでは第2号議案鎌ヶ谷市景観形成基本計画（案）については以上となります。</p> <p>以上で諮問されております付議案件の審議は、終了いたしました。</p> <p>なお、本日の結果につきまして、答申として市長へ報告することとなりますが、その文案については、会長にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>全員</p> | <p>異議なし</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご異議がございませんので、答申案については、会長である私の方で取りまとめのうえ、市長に答申をさせていただくことといたします。</p> <p>本日は、皆様のご協力により、慎重なるご審議を賜りましたことを感謝いたします。</p> <p>これをもちまして第50回鎌ヶ谷市都市計画審議会を閉会といたします。</p> |

会議議事録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成25年11月12日

氏名 鈴木 幹男